

# 精神障害のある短時間労働者の雇用状況について（その3）

～本人アンケートの結果を中心に～

○小池 磨美（障害者職業総合センター 主任研究員）

渋谷 友紀・國東 菜美野・田中 歩（障害者職業総合センター）

## 1 背景

障害者雇用率の算定において、短時間で働く精神障害者1人を1ポイントとしてカウントすることができる特例措置（以下「特例措置」という。）が、平成30年4月から導入されている。この制度が令和5年3月までの暫定措置であることから、その後の取扱いを検討するために短時間で働く精神障害者雇用状況等について明らかにすることが求められている。

なお、特例措置の適用対象は、雇入れ後に精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を取得した場合には、取得から3年以内、雇入れ前から手帳を所持している場合には雇入れから3年以内であって、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者となっている。

## 2 目的

本研究は、特例措置が適用されている短時間労働者を中心に精神障害者の雇用状況等を明らかにすることを目的として、①障害者雇用状況調査の2次分析、②特例措置適用事業所とその事業所に短時間で働く精神障害者を対象とするアンケート調査、③アンケート調査の回答者から協力を得た対象者へのヒアリング調査、④アンケート調査の回答者から協力を得た対象者へのパネル調査を実施する計画である。

本稿においては、精神障害者本人を対象としたアンケート調査の集計結果から基本属性及び短時間就労における満足度について報告する。

## 3 方法

### (1) 調査概要

平成30年障害者雇用状況調査の特例措置適用事業主（4,453社）に調査票を郵送し、事業主から令和元年9月1日現在、特例措置適用対象となっている精神障害者に調査票を配布するよう求め、本人から直接回答を得た。

### (2) 調査項目

調査項目は、①基本情報（9項目）、②これまでの働き方（10項目）、③現在の働き方（17項目）、④働く上での配慮事項（7項目）、⑤働き方についての意見（3項目）となっている。

### (3) 対象

今回のアンケート調査では対象を特例措置適用者としていたが、入社時期、手帳の取得時期と労働時間により特例

措置の適用状況を判断した結果、返信された868件のうち、適用が確認できた調査票は362件となっている。残り506件のうち、障害の確認が取れない12件と適用状況が判断できない43件を除いた451件が特例措置の非適用者となっている。本稿においては、特例措置が適用されていると判断した362件を対象としている。

## 4 結果

### (1) 基本的な属性

#### ア 年齢

年齢は、10代から60代まで広く生産年齢全体に渡っており、40代が120人（33.2%）と最も多くなっている（図1参照）。

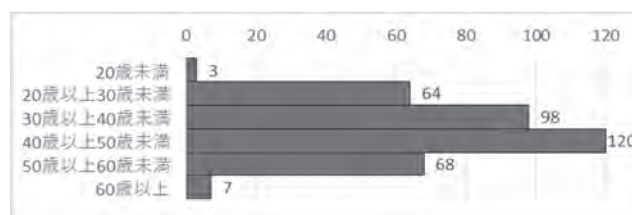


図1 年齢

#### イ 障害状況

主な障害の状況は、図2のとおりで、統合失調症が37.6%、気分障害（うつ病・そううつ病）が24.9%、発達障害が23.8%、てんかんが4.4%、高次脳機能障害が3.0%となっている。また、重複障害があると回答している実人数は95人いる。

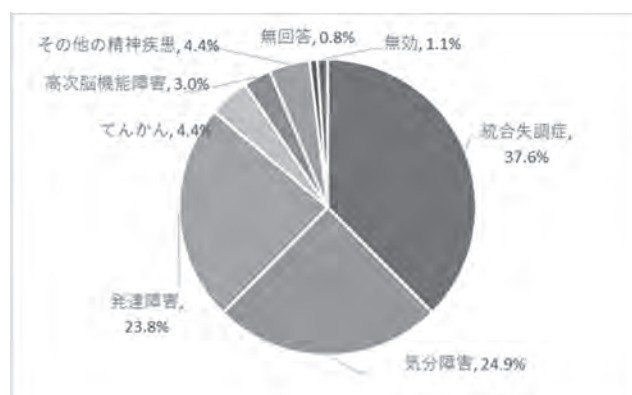


図2 主な障害種類

#### ウ 職種

職種は、厚生労働省の職業分類（大分類）に従って区分している。管理職を除く、10職種について回答があった。運搬・清掃・包装等が41.4%と最も多く、事務24.6%、生

産工程12.7%、サービス8.6%と続き、この4つの職種で全体の87%以上を占めている（図3参照）。

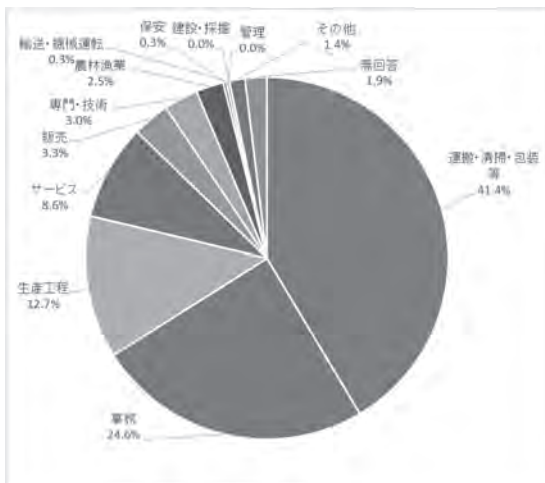


図3 職種

(2) 今後の働き方について

ア 就業継続について

就業継続については、「今の職場で働きたい」が60.5%、「続けるのは難しい」が7.5%となっている一方で、「今のところわからない」が26.8%となっている（図4参照）。

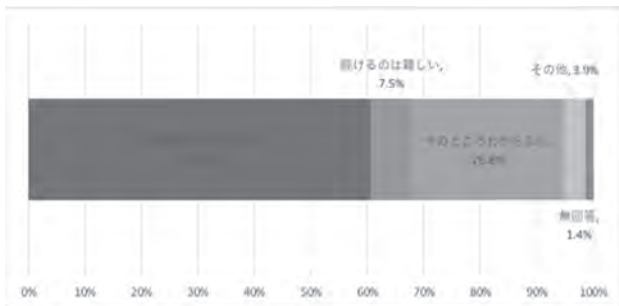


図4 就業継続について

イ フルタイムへの移行について

「フルタイムに移行したい」が22.9%、「現状ではフルタイムへの移行は難しい」が32.9%「短時間勤務をこのまま続けたい」24.9%となっており、回答が分散している（表参照）。

表 フルタイムへの移行についての考え

フルタイム移行	度数	比率
フルタイム勤務に移行したい	83	22.9%
現状ではフルタイム勤務への移行は難しい	119	32.9%
短時間勤務をこのまま続けたい	90	24.9%
今のところわからない	57	15.7%
その他	9	2.5%
無回答	4	1.1%
計	362	100.0%

5 考察

(1) 基本的な属性

ア 年齢

最年少が19歳、最年長が65歳で年齢的には幅広く分布しており、30歳代、40歳代の年齢層が顕著に多くなっているのが特徴といえる。

イ 障害状況

気分障害、統合失調症、発達障害が全体の86%以上を占めているものの、てんかん、高次脳機能障害、その他精神疾患もあり、重複障害があると回答している者も95人おり、精神障害者と一括りにできない障害・疾患の多様性が示されていると考えられる。

今後、「職場での配慮事項」や「働き方についての意見」について分析を進める際に障害種別についても考慮が必要となると判断される。

ウ 職種

運搬・清掃・包装等、事務、生産工程、サービスの4職種が多いのは、他の調査における精神障害者の雇用状況においても、同様の結果が出ており、特例措置が適用されている者のみの特徴とは言い難いと判断される<sup>1)</sup>。

(2) 今後の働き方について

就業の継続については、現在働いている職場で働き続けることに対する回答であり、全体の4分の1程度が「今のところわからない」と回答している。また、フルタイムへの移行についても、回答が分かれた結果になっており、短時間就労という就業条件や本人の働くことへの考え方など様々な側面が影響していると考えられる。

これらの設問については、理由の分析とも考えあわせる必要があると思われる。

6 おわりに

本稿においては、アンケート調査の集計結果から特例措置適用者の基本的な属性と将来的な働き方に関する設問のみを示した。

今後については、各設問間の関連について詳細な分析を進めたいと、その他に、特例措置適用者グループと非適用者グループとの比較、回答者の3割程度を占めているA型事業所と一般の事業所との比較を行い、特例措置適用者の雇用状況について分析を進めていく予定である。

【参考文献】

- 1) 障害者職業総合センター（2017）『調査研究報告書№137：障害者の就業状況等に関する調査研究』独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

【連絡先】

小池 磨美  
 障害者職業総合センター  
 e-mail : Koike.Mami@jeed.or.jp